

掛川市条例第20号

掛川市簡易水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月27日

掛川市長

(別紙)

掛川市簡易水道条例の一部を改正する条例

掛川市簡易水道条例（平成17年掛川市条例第180号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(料金)</p> <p>第3条 簡易水道の料金は、1月につき、<u>別表の基本料金の欄に掲げる額、同表の従量料金の欄に掲げる額及び同表の量水器使用料の欄に掲げる額の合計額に100分の105を乗じて得た額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）</u>とする。</p>	<p>(料金)</p> <p>第3条 簡易水道の料金は、1月につき、<u>松葉簡易水道、泉簡易水道及び大和田簡易水道にあっては別表第1の基本料金の欄に掲げる額と同表の従量料金の欄に掲げる額との合計額に100分の105を乗じて得た額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、萩間簡易水道及び居尻簡易水道にあっては別表第2に掲げる区分により算定した基本料金及び従量料金の合計額</u>とする。</p>

別表を次のように改め、同表を別表第1とする。

別表第1

簡易水道の名称	種 別	基 本 料 金		従 量 料 金	
		使用水量	料 金		
松葉簡易水道	一般家庭用	10立方メートルまで	1,500円	1立方メートルにつき	60円
泉簡易水道	一般家庭用	10立方メートルまで	1,500円	1立方メートルにつき	70円
大和田簡易水道	一般家庭用	20立方メートルまで	1,800円	1立方メートルにつき	15円
	営 農 用	20立方メートルまで	1,000円	1立方メートルにつき	15円

別表の次に次の1表を加える。

別表第2

区 分	基 本 料 金		従量料金（1立方メートルにつき）	
	基本水量又は口径	金 額	使 用 水 量	金 額
メーターの口径 が20ミリメートル 以下	8立方メートルまで	1,050円	8立方メートルを超え25立方 メートルまでの分	175円
			25立方メートルを超え50立方 メートルまでの分	190円
			50立方メートルを超え100立 方メートルまでの分	205円
			100立方メートルを超える分	215円
メーターの口径 が25ミリメー トル以上	25ミリメートル	1,400円	8立方メートルまでの分	105円
	30ミリメートル	2,000円	8立方メートルを超え25立方 メートルまでの分	175円
	40ミリメートル	3,600円		
	50ミリメートル	5,700円	25立方メートルを超え50立方 メートルまでの分	190円
	75ミリメートル	13,000円	50立方メートルを超え100立 方メートルまでの分	205円
	100ミリメートル	23,000円		
	150ミリメートル	50,000円	100立方メートルを超える分	215円

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市簡易水道条例の規定は、検針日から次の検針日までの期間（以下「検針期間」という。）の全部がこの条例の施行の日以後である場合に係る簡易水道の料金について適用し、検針期間の全部又は一部が同日前である場合に係る簡易水道の料金については、なお従前の例による。